

別紙

「京丹後市人権教育・開発推進計画」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>第3章 人権問題の状況等 「同和問題」</p>	<p>部落問題は基本的に解決しており、差別意識や偏見は結婚等にかかわる問題を中心に根強く存在するとするのは誤り。</p> <p>結婚差別問題は基本的に解決され、まれに発生する問題も当人同士で乗り越えられる社会状況となっている。</p> <p>インターネット等を利用した悪質な差別的情報の顕在化はごく一部の愉快犯による特殊な行為であり、こうした特殊な行為を取り上げて国民全体の意識が低いかのような評価を下すことは、あまりにも一面的な見方である。</p> <p>重要なのは特別な事象を取り上げるのではなく、部落問題が解決した状況を市民に知らせ、共通認識にしていくことである。</p>	<p>京丹後市民の人権に関する意識調査(平成19年10月調査)において、「あなたにお子さんがあると仮定して、同和地区出身の人との結婚を考えている場合どうするか?」との問いに対する回答は「子どもの意思を尊重する」は約45%、「慎重に考えるよう言う」が約30%、「結婚に反対する」が約9%となっています。</p> <p>また内閣府の人権擁護に関する世論調査(平成19年6月調査)におきましても、「同和問題に関し、現在どのような人権問題が起きているか」の問いに対し、「結婚問題で周囲が反対すること」への回答が42.9%で最も高くなっています。</p> <p>これらの調査結果から本市では「結婚差別問題は基本的に解決されており、まれに発生する問題である。」とは言いきれない状況であると判断しています。</p> <p>また、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の顕在化は愉快犯による特殊な行為であるのご指摘ですが、こうした匿名性を悪用した行為は同和問題だけでなく、子どものいじめ問題においても顕在化しており、被害者の自殺等深刻な問題を引き起していることは見逃すことはできません。</p> <p>本計画は、市民の人権に対する意識を教育と啓発であるべき方向に導くためのものであり、実施期間は定めていますが、到達度を定めるものではありません。</p>

意見に基づき、案の内容の修正は行いません。